



平成 25 年 5 月 23 日

各 位

会 社 名 株式会社DNAチップ研究所  
代表者名 代表取締役社長 的場 亮  
(コード番号 2397 東証マザーズ)  
問合せ先 総務課長 大塚 勉  
(TEL 045-500-5211)

(訂正)「定款の一部変更に関するお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ

平成 25 年 5 月 21 日に開示いたしました「定款の一部変更に関するお知らせ」に一部訂正がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、訂正箇所には下線を付しております。

記

1. 提案の理由

【訂正前】

(1) 当社は、平成 19 年 11 月 27 日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、平成 25 年 5 月 21 日開催の取締役会において、平成 25 年 10 月 1 日を効力発生として、1 株を 100 株に分割するとともに、1 単元の株式の数を 100 株とする単元制度制度を採用する旨並びに会社法の規定に基づき、現行定款第 6 条（発行可能株式総数）の変更及び第 7 条（単元株式数）の新設を行う旨を決議いたしました。（本株式の分割の実施及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はございません。）

上記の変更に伴い、変更案第 8 条（単元未満株主の権利制限）を新設するものであります。

【訂正後】

(1) 当社は、平成 19 年 11 月 27 日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、平成 25 年 5 月 21 日開催の取締役会において、平成 25 年 10 月 1 日を効力発生日として、1 株を 100 株に分割するとともに、1 単元の株式の数を 100 株とする単元株制度を採用する旨並びに会社法の規定に基づき、現行定款第 6 条（発行可能株式総数）の変更及び第 7 条（単元株式数）の新設を行う旨を決議いたしました。（本件株式の分割の実施及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はございません。）

上記の変更に伴い、変更案第8条（単元未満株主の権利制限）を新設するものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容につきましては、別紙のとおりであります。

### 【訂正前】

（下線部は変更部分）

現行定款	変更後
<p>（新設）</p> <p>第8条～第38条 （条文省略）</p> <p>付則</p> <p>第1条 第6条の変更及び第7条の新設並びにこれに伴う条数の繰下げの効力発生日は、平成25年10月1日とする。</p> <p>第2条 （現行どおり）</p>	<p><u>（単元未満株主の権利制限）</u></p> <p>第8条 <u>当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外を行使することができない。</u></p> <p><u>（1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p><u>（2）取得請求権付株式の取得を請求する権利</u></p> <p><u>（3）募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>第9条～第39条 （現行どおり）</p> <p>付則</p> <p>第1条 第6条の変更及び第7条乃至第9条の新設並びにこれに伴う条数の繰下げの効力発生日は、平成25年10月1日とする。</p> <p>第2条 （現行どおり）</p>

### 【訂正後】

（下線部は変更部分）

現行定款	変更後
<u>第1条～第7条（条文省略）</u>	<u>第1条～第7条（現行どおり）</u>
（新設）	<u>（単元未満株主の権利制限）</u>

<p>第8条～第38条 (条文省略)</p> <p><u>附則</u></p> <p>第1条 第6条の変更及び第7条の新設並びにこれに伴う<u>条数の繰下げ</u>の効力発生日は、平成25年10月1日とする。</p> <p>第2条 <u>(条文省略)</u></p>	<p><u>第8条</u> 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の<u>権利</u>を行使することができない。</p> <p><u>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p><u>(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利</u></p> <p><u>(3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>第9条～第39条 (現行どおり)</p> <p><u>附則</u></p> <p>第1条 第6条の変更及び第7条乃至<u>第8条</u>の新設並びにこれに伴う条数の繰下げの効力発生日は、平成25年10月1日とする。</p> <p>第2条 (現行どおり)</p>
---	--

以上